

東村山税務署からの  
お知らせ

# 東村山税務署の申告書作成会場開設は 2月18日(月)～3月15日(金)

申告と納税の期限(平成30年分)

所得税および復興特別所得税

…………… 2月18日(月)～3月15日(金)

※還付申告は、2月15日(金)以前でも提出可

消費税および地方消費税 …… 4月 1日(月)

贈与税…………… 2月 1日(金)～3月15日(金)

初日と最終週は特に混雑しますので、混雑緩和にご協力ください(上記期間以外に、税務署の申告書作成会場はありませんので、申告書の作成・相談のための来署はご遠慮ください)。

受付時間は午前8時30分～午後4時(提出は5時<sup>※</sup>)となります。混雑状況により受付を早く締め切る場合がありますので、なるべくお早めにお越しください。

東村山税務署

〒189-8555東村山市本町1-20-22・☎042-394-6811

※1月23日(水)から税務署の駐車場は使用できませんので、車での来署はご遠慮ください。

## 日曜窓口

税務署は平日のみ開庁ですが、2月24日(日)・3月3日(日)に限り、所得税および復興特別所得税・個人消費税・贈与税の申告相談と申告書の受付を行います。

※国税の領収・納税証明書発行・電話相談は行いません。

## QRコードを利用した コンビニ納付手続きを開始

1月4日(金)から、新たにQRコードを利用した国税のコンビニ納付が可能となります。

従来は、税務署が作成した納付書でなければ納付できませんでしたが、自身のパソコンやスマートフォンを使って、国税庁HP内の「確定申告書等作成コーナー」または「コンビニ納付用QRコード作成専用画面」からQRコードを作成することにより、納付できるようになります。

### 利用可能なコンビニ

- Loppi設置店舗…ローソン・ナチュラルローソン・ミニストップ
- Famiポート設置店舗…ファミリーマート

※納付できる金額は30万円以下となります。

※詳細は、国税庁HP・上記☎へお問い合わせください。

## 便利で安心、振替納税を ご利用ください!

申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知などによる納税のお知らせは行っていません。納付には便利な振替納税をご利用ください。

### 平成30年分確定申告書の振替納付日

- 所得税および復興特別所得税：4月22日(月)
- 消費税および地方消費税(個人事業者)：4月24日(水)

電子納税をご利用になると、自宅やオフィスなどのインターネットを経由して納付できます。詳細は上記☎へお問い合わせください。

## 税理士による無料申告相談

～申告書を作成して提出できます～

会場	日程	時間
防災センター ※平日のみ	2月7日(水) ～12日(火)	午前9時30分 ～午後3時30分

小規模納税者の方の所得税および復興特別所得税・個人消費税、年金受給者・給与所得者の方の所得税および復興特別所得税の申告書(土地・建物・株式などの譲渡所得がある場合を除く)を作成して提出できます。

※所得金額が高額な場合や相談内容が複雑な場合は税務署をご利用ください。※申告書などの提出のみの場合は直接税務署に提出してください(郵送可)。

持 4面「申告の際に必要なもの」を参考にしてください。

※混雑時は受付を早く締め切る場合があります。初日は特に混雑します。

※車での来場はご遠慮ください。

## にせ税理士にご注意を!

納税者の依頼による税務代理、税務書類の作成および税務相談を、税理士資格のない者が行うことは税理士法によって禁止されています。税務書類の作成依頼は、正規の「税理士」に依頼しましょう。

●にせ税理士の情報……税務署総務課 ☎042-394-6811

●税理士に関するお問い合わせ………東京税理士会東村山支部 ☎042-394-7038

## 医療費控除を受けるための 手続きが変わります

平成29年分の確定申告から、医療費控除を受ける際に、領収書の提出が不要となる代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。

明細書の作成時には、①医療を受けた人、②病院・薬局ごとに医療費を合計して記載します(明細書を含め、医療費控除の申告は国税庁HPからできます)。また、医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります(税務署の求めにより、提示または提出)。

※平成29～31年分の申告は、医療費の領収書の添付または提示でも可

## 復興特別所得税の計算をお忘れなく

平成25～49年分の各年分は、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付が必要です(還付申告でも計算が必要)。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則その年分の所得税額)に2.1%の税率を乗じて計算した金額です。また、平成25年1月1日～平成49年12月31日に生ずる所得については、源泉所得税が徴収されている場合には、復興特別所得税が併せて徴収されています。

## 父母などから財産の 贈与を受けた場合の注意点

暦年課税の場合、父母などの直系尊属から財産の贈与を受けた人(贈与を受けた年の1月1日時点で20歳以上の人に限り)のその財産に係る贈与税の額は、一般税率ではなく「特例税率」を適用して計算します。

この適用を受けた場合で、贈与財産の価額の合計額から基礎控除額(110万円)を差し引いた後の金額(基礎控除後の課税価格)が300万円を超えるときは、贈与税の申告書とともに、贈与を受けた人の氏名・生年月日・直系卑

属に該当することを証する書類(戸籍謄・抄本その他の書類)を提出する必要があります(過去の年分において同じ贈与者からの贈与で「特例税率」の適用を受けるために書類を提出している場合は不要)。

## 国外財産調書の提出

平成30年12月31日において、価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、3月15日(金)までに「国外財産調書」の提出をお願いします。※提出がなかった場合や正しく記載されていない場合には、加算税の加重措置や罰則が適用される場合があります。

## 財産債務調書の提出

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出しなければならない方で、平成30年分の総所得金額および山林所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、平成30年12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産またはその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、3月15日(金)までに「財産債務調書」の提出をお願いします。

※提出がなかった場合や正しく記載されていない場合には、加算税の加重措置が適用される場合があります。

# 申告書の作成は国税庁HPで

国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」で、自宅のパソコンやスマホ・タブレット端末などから申告書を作成し、次のいずれかで提出できます。

- ①作成した申告書をプリンターで印刷し、郵送などにより税務署に提出
  - ②マイナンバーカードとICカードリーダーライターを利用する方法(マイナンバーカード方式)で「e-Tax(電子申告)」を利用して提出
  - ③税務署で発行するIDとパスワードを使用する方法(ID・パスワード方式)で、「e-Tax(電子申告)」を利用して提出
- ※ID・パスワード方式を行うためには、事前にID・パスワードの発行が必要となります。発行にあたっては、自宅や勤務先などのお近くの税務署で、職員による本人確認を

行ったうえで発行されます。運転免許証などの本人確認書類をお持ちのうえ、お近くの税務署にお越しください。

※「e-Tax(電子申告)」で送信すれば、源泉徴収票などの添付書類は提出不要となります。また申告書の控えはPDF形式でスマホなどに保存することもできます。

### 問い合わせ先

- 申告・納付など…上記☎へ
- 確定申告書等作成コーナーの操作…e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901 ※平日午前9時～午後5時(1月15日～3月15日の平日と2月17日・24日、3月3日・10日(日)は午後8時<sup>※</sup>)

マイナンバーカードの申請方法は3面に

## 配偶者控除・配偶者特別控除の改正

合計所得金額900万円(給与収入1,120万円)以下の納税義務者に係る配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が引き上げられました。

また、合計所得金額900万円(給与収入1,120万円)超の納税義務者に係る配偶者控除および配偶者特別控除については、控除額が逡減また

は適用されないこととなりました。※合計所得金額が1,000万円(給与収入1,220万円)超の納税義務者に係る配偶者控除および配偶者特別控除については、配偶者の合計所得金額に関わらず、控除額が適用されないこととなりました。

※詳細は市HPをご覧ください。

配当所得等に係る確定申告の相談・受付は  
直接税務署へご相談ください。